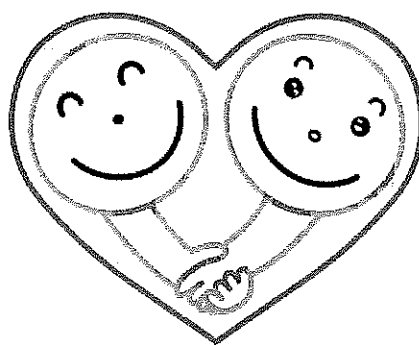


米沢市の在宅福祉サービス

令和 7 年度

米沢市社会福祉協議会マスコットキャラクター



ハートくん こころちゃん

発行 社会福祉法人 **米沢市社会福祉協議会**

協力 **米沢市福祉事務所**

目次

①高齢者の方に

高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	1
高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）、高齢者等除雪援助員派遣事業	1
高齢者等雪下ろし助成事業、愛の一声事業、あんしん電話事業、高齢者見守り支援事業	2
紙おむつ給付事業、はり、きゅう、マッサージ等助成事業、訪問理美容助成事業	3
いきいきデイサービス事業、生きがいと創造の事業、給食配送サービス（ふれあい型）	4
給食配送サービス事業（生活支援型）、ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ育成事業	5
福祉サービス利用援助事業	5
高齢者温泉利用福祉事業	6

②心身の不自由な方に

身体障害者手帳交付、精神障害者保健福祉手帳交付、療育手帳交付	6
訪問入浴サービス、自立支援医療、補装具の給付	7
福祉タクシー利用助成事業、自動車燃料費助成事業、訪問理美容サービス、生活支援事業	8
除雪援助員派遣事業、雪下ろし助成事業	9
紙おむつ給付事業、意思疎通支援事業、人工透析患者通院交通費助成事業	10
日常生活用具給付事業、在宅酸素療法者支援事業、	10
福祉サービス利用援助事業、給食配送サービス事業（生活支援型）	11
障がい福祉サービス（利用の流れ）、移動支援事業	12
日中一時支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター	13

③ひとり親家庭の方に

雪下ろし助成事業	14
----------	----

④各種給付事業

子育て支援医療給付、重度心身障がい（児）者医療給付	14
ひとり親家庭等医療給付、児童手当、児童扶養手当	15
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障がい児養育手当	16
心身障がい者扶養共済制度	17

⑤貸付事業・貸出事業

生活福祉資金貸付制度、社会福祉資金貸付制度	17
機材貸出事業	18

⑥民生委員・児童委員、主任児童委員名簿

19

⑦生活支援体制整備事業

地域包括支援センター	26
生活自立支援センター	27
	28

米沢市在宅福祉サービス

1

高齢者の方に

★高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）

内 容	ホームヘルパーが提供しない軽易なサービスを提供します。 ① 家周りの清掃 ② 家内の軽微な修繕や部品などの取り付け ③ 不用となった日常生活用品の排出
対 象 者	おおむね 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
利 用 料 等	派遣1回（30分）あたり 50円

★高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

内 容	高齢者を養護しておられる方が病気、冠婚葬祭等で養護できない場合に、一時的に特別養護老人ホーム等でお世話します。 利用日数 年に14日以内（送迎あり）
対 象 者	おおむね 65 歳以上で要介護認定において非該当（自立）認定、又は同程度と見込まれる方
申請方法等	高齢福祉課に申請書と医師の意見書を提出。利用日の約2週間前までに申請してください。受理後、市から施設へ連絡し、本人へ決定通知書を交付します。
利 用 料 等	1日当たり 2,250円

★高齢者等除雪援助員派遣事業

内 容	高齢者が冬期間でも支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣します。 ・除雪範囲—道路から玄関までの生活道の確保 ・派遣期間—12月1日から3月31日まで ・派遣回数—最高10回（一部地域は12回）まで
対 象 者	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯。適用を受けようとする年度において世帯に属するすべての方の、市町村民税課税額が3万円以下の世帯
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
利 用 料 等	1回当たり 手作業 330円 除雪機使用 850円

★高齢者等雪下ろし助成事業

内 容	自力で雪下ろしができない虚弱な単身高齢者等に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います。（12～3月）
対 象 者	現に在宅で生活を送っている65歳以上の単身又はそれに準ずる高齢者世帯で、適用を受けようとする年度において世帯に属するすべての方の市町村民税課税額が3万円以下の世帯。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。
備 考	1回の雪下ろしにかかった費用のうち10,000円を上限として助成金を交付します。

★愛の一声事業

内 容	週一回の訪問で乳酸飲料を配布するとともに、見守りをを行います。
対 象 者	市内に居住する70歳以上の単身又は高齢者世帯等
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 緊急連絡者となる人が1名必要です。

★あんしん電話事業

内 容	単身高齢者等で、家庭内で緊急事態に行動することが困難な方に、緊急通報機器を貸与します。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 申請書には、緊急時に対応できる方2～3名の連絡先を記入していただきます。
備 考	貸与機器の設置等に要する費用は市負担 ※ 本事業は、固定電話のアナログ回線のみを仕様としていますので、ケーブルテレビ、光ケーブル等のデジタル回線は停電時には使用できません。

★高齢者見守り支援事業

内 容	訪問員が週1回、定期的にお宅を訪問します。
対 象 者	市内に居住する65歳以上の高齢者世帯や日中ひとりになる方で介護保険サービスを受けていない方
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。 緊急連絡者となる人が1～2名必要です。

★紙おむつ給付事業

内 容	常時失禁状態にある寝たきり又は認知症の高齢者等に対して、紙おむつを購入する給付券を支給します。
対 象 者	寝たきり又は認知症の高齢者で、世帯全員の市町村民税課税額がそれぞれ 13 万円以下で常時失禁状態にある方 ①要介護 3～5 で市町村民税が非課税の方 月額 7,000 円 ②要介護 3～5 で市町村民税が課税されている方 月額 5,000 円 ③要介護 1・2、要支援 1・2 で市町村民税が非課税の方のうち、介護認定における主治医意見書又は認定調査票の障がい高齢者の日常生活自立度が B 1～C 2、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a～Mいずれかに該当する方 月額 4,000 円 ④要介護 1・2、要支援 1・2 で市町村民税が課税されている方のうち、介護認定における主治医意見書又は認定調査票の障がい高齢者の日常生活自立度が B 1～C 2、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a～Mいずれかに該当する方 月額 3,000 円
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。

★はり、きゅう、マッサージ等助成事業

内 容	はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける際に利用することができる、年間 10 枚の助成券を交付します。（1 枚につき 1,000 円分助成）
対 象 者	当該年度で 70 歳以上の方。
申請方法等	高齢福祉課に申請してください。（電話での申込み可）

★訪問理美容助成事業（訪問理美容サービス）

内 容	理髪店又は美容院に行って散髪等を行うことが困難である、寝たきり高齢者や認知症高齢者に対し、出張訪問（移動）に要する費用を負担します。
対 象 者	在宅で生活している要介護 3～5 の方
費用負担	理美容料金については、利用者の負担とします。 出張（移動）に要する費用（補助）は、1 回の訪問につき 2,000 円（1 枚）です。
助成券の交付	4 枚綴りの訪問理美容助成券を交付します。
申請方法等	高齢福祉課に申請書を提出してください。

★いきいきデイサービス事業

内 容	共通内容：健康チェック、お花見、紅葉狩り等独自内容 アクティブコース・・・フレイル予防のための活動（体操・運動、栄養に関する取り組み）、ゴミ拾いウォーキングなど ゆったりコース・・・フレイル予防のための活動（体操、栄養に関する取り組み）、認知症予防（折り紙等創作、脳トレ）など
対 象 者	両コースともに ・65歳以上の方 ・介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方（介護認定で非該当の方） ・介護予防・日常生活支援総合事業において、訪問型サービス、通所型サービスを利用していない方 ※アクティブコースとゆったりコースの同時利用はできません。 ※緊急連絡者となる人が1～2名必要です。
申請方法等	高齡福祉課に申請書を提出してください。
利用料・会場	利用料：1回あたり 1,000円（昼食代含む）※内容により増額します。 会 場：特定のコミュニティセンター、すこやかセンター
備 考	定員に達している場合、参加をお待ちいただくことがあります。

★生きがいと創造の事業

内 容	同じ趣味をもった仲間と一緒に活動できる場所の提供や、専門講師を招いての講習会開催などを行います。 種目…陶芸、木彫、籐づる、日本画 ※園芸、手芸、水墨画は活動休止中です。
対 象 者	米沢市に居住するおおむね60歳以上の方
申請方法等	高齡福祉課に申込書を提出してください。

★給食配送サービス事業（ふれあい型）

内 容	見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（月1回～2回） 支部社会福祉協議会が行いますので、支部によっては実施していないところもあります。
対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
申請方法等	地区の民生委員か社会福祉協議会に相談してください。
利 用 料 等	利用料は各支部社協で異なります。（社協より300円補助）

★給食配送サービス事業（生活支援型）

内 容	見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（1日1食。体の状況に応じて週1回～）
対 象 者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事を作ることが困難で見守りが必要な方（家庭の状況によっては、お断りさせていただくこともあります。）
申請方法等	社会福祉協議会に相談してください。
利 用 料 等	1 食 300 円（1 食 637 円の弁当 社協より 337 円補助）

★ふれあい・いきいきサロン

内 容	地域に住む人たちの交流の場、仲間づくりの場でお茶を飲みながら楽しいひと時を過ごします。おしゃべり・会食・ゲーム・軽い運動・日帰り旅行などサロンごとにさまざまな活動を行います。 地域の子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりしたり、子育ての情報交換をしたりする子育てサロンもあります。
対 象 者	地域に住む人たちとの交流を望む方、開催場所へ自分で行ける方 子育てサロン・・・子育てをみんなで楽しもう、という気持ちのある方
問 合 せ	社会福祉協議会
利 用 料 等	各サロンによって異なります。

★老人クラブ育成事業（米沢市シニアクラブ連合会）

内 容	シニアクラブは高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を行い、明るい長寿社会づくりに向け取り組んでおります。 活動費の助成有。
対 象 者	市内に居住する 60 歳以上の方
申請方法等	入会希望者は各地区単位シニアクラブ、又は米沢市シニアクラブ連合会事務局（社会福祉協議会内 TEL24-7881）へお申込みください。

★福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内 容	福祉サービスに関する利用手続きや日常的な金銭の出し入れ等のお金の管理や重要書類等の預かりを行います。
対 象 者	認知症等高齢者で福祉サービスや金銭管理等で日常生活に不安のある方
利 用 料	1 回 1,500 円（1 時間程度）
問 合 せ	社会福祉協議会

★高齢者温泉利用福祉事業

内 容	日帰り温泉入浴、高齢者や障がい者団体等の集会・レクリエーションの実施会場の提供、専門職種による高齢者福祉の各種相談に対応します。
対 象 者	65 歳以上の高齢者、障害者手帳を持っている方（障がい者を介助する方は無料）
利 用 料	日帰り温泉入浴 1 回 300 円、客室・宴会場の利用及び料理は別料金 利用可能時期：木曜日（定休日）を除く全日の午前 10 時から午後 8 時まで。
問 合 せ	小町の湯やまぼうし（米沢市赤芝町字上河原 1472-1） 電話：32-2990（木曜日を除く午前 10 時から午後 8 時まで）

2 心身の不自由な方に

★身体障害者手帳交付

内 容	身体障がい者に対する各種サービスを受ける場合は身体障害者手帳が必要です。 （税の減免、バス、電車賃の割引等の場合）
対 象 者	身体に障がいをもつ方
申請方法等	社会福祉課に申請書、診断書等を提出してください。

★精神障害者保健福祉手帳交付

内 容	精神障がい者に対する各種サービスを受ける場合は精神障害者保健福祉手帳が必要です。
対 象 者	精神障がいをもつ方（ただし、初診日から 6 か月経過した方）
申請方法等	社会福祉課に申請書、診断書又は障がい年金の年金証書等を提出してください。

★療育手帳交付

内 容	知的障がい者に対する各種サービスを受ける場合は療育手帳が必要です。 （税の減免、バス、電車賃の割引等の場合）
対 象 者	知的障がいをもつ方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。（申請後は判定機関で程度の判定を受けます。）

★訪問入浴サービス

内 容	家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し定期的に入浴奉仕を行います。（原則として週2回派遣）
対 象 者	重度の身体障がいを有する方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★自立支援医療

内 容	障がいの種類や程度に応じてその障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療について、原則 1 割負担（世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）で必要な治療等を受けられます。
-----	---

①更生医療

日常生活や職業能力を高めるために、身体障がいの程度を軽くしたり、取り除くため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待され、指定更生医療機関において治療を受ける場合。

②育成医療

身体に障がいのある児童が障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定育成医療機関において受ける場合

③精神通院医療

病院又は診療所において、通院により統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等の精神的な疾病の治療を受ける場合。

対 象 者	①更生医療 治療部位に障がいを有する身体障害者手帳を持っている方
	②育成医療 身体に障がいを有する児童
	③精神通院医療 病院又は診療所において、入院しないで行われる精神障がいの治療を必要とする方

申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。
-------	---------------------

★補装具の給付

内 容	補装具（身体上の障がいを補うための用具）給付及び修理（盲人安全杖、補聴器、車椅子、義足等）を受けられます。 原則 1 割負担（世帯の市民税の課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。）
対 象 者	補装具を必要とする部位に障がいを有する身体障害者手帳を持っている方、もしくは難病等の方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★福祉タクシー利用助成事業

内 容	年間 26 枚のタクシー利用助成券を交付します。 【1 枚当たり小型・中型車 500 円、大型車 600 円の助成、自動車燃料費助成事業との併用申請不可】
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方で 1 級～3 級の方（ただし、上肢障がい、聴覚障がいは 2 級以上の方） 療育手帳 A を持っている方 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方
申請方法等	社会福祉課。電話で申し込み可。

★自動車燃料費助成事業

内 容	障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費の助成を行います。 （年間 6,000 円上限、福祉タクシー利用助成事業との併用申請不可）
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方で 1 級～3 級の方（ただし、上肢障がい、聴覚障がいは 2 級以上の方） 療育手帳 A を持っている方 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方 ※上記の方が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合に限る。障がいのある方が 18 歳未満の障がい児、又は知的・精神障がい者の場合はその家族
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★訪問理美容サービス

内 容	理髪店や美容院に出向いて散髪等を行うことが困難な場合、自宅で散髪等をしてもらいやすいよう、理美容院の出張訪問に要する費用を助成します。 出張 1 回につき 2,000 円（年 4 回分の助成券を支給）
対 象 者	外出困難な重度の肢体不自由を有する方（上肢障がいのみの方を除く）
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★生活支援事業（生活援助員の派遣）

内 容	ホームヘルパーが提供しない軽易なサービスを提供します。 ①家周りの清掃 ②家内の軽微な修繕や部品などの取り付け ③目が不自由な方への朗読
-----	---

④不用となった日常生活用品の排出

対 象 者

下記の①、②、③に該当する方のみの世帯若しくは、①、②、③に該当する方と高齢者のみの世帯

①身体障害者手帳を持っている方で1級～3級の方。ただし、聴覚障がい、上肢障がいは2級以上の方

②精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方。

③療育手帳Aを持っている方。

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等

派遣1回（30分）あたり 47 円

★除雪援助員派遣事業

内 容

障がいのある方が冬期間でも支障なく自立した生活が営めるよう除雪援助員を派遣します。

- ・除雪範囲—道路から玄関までの生活道の確保
- ・派遣期間—12月1日から3月31日まで
- ・派遣回数—最高10回（一部地域は12回）まで

対 象 者

①重度心身障がい者のみの世帯で、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

②重度心身障がい者と高齢者のみの世帯で、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯。

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等

1回当たり 手作業 330 円 除雪機使用 850 円

★雪下ろし助成事業

内 容

重度の心身障がい者に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います（12月～3月）

対 象 者

①重度心身障がい者のみの世帯で、扶養義務者がおらず、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

②重度心身障がい者と高齢者のみの世帯で、扶養義務者がおらず、適用を受けようとする年度において、世帯に属するすべての者の市町村民税課税額が3万円以下の世帯

申請方法等

高齢福祉課に申請書を提出してください。

備 考

1回にかかった費用のうち、10,000 円を上限として助成金を交付します。

★紙おむつ給付事業

内 容	寝たきり障がい者等に対して、紙おむつを給付券により給付します。
対 象 者	心身に障がいがあり、常時失禁状態にある方（身体障害者手帳 1・2 級（下肢、体幹、移動障がい）又は療育手帳 A の方） ①同一住所にお住まいの方全員の市町村民税が非課税の世帯に属する方 月額 7,000 円 ②同一住所にお住まいの方全員の市町村民税額が 13 万円以下の世帯に属する方 （①の世帯に属する方を除く） 月額 5,000 円
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★意思疎通支援事業

内 容	聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者で、公的機関等で手話通訳または要約筆記を必要とする場合意思疎通支援者を派遣します。
対 象 者	聴覚、音声、言語機能障がいを有する方
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。 FAX 21-1600

★人工透析患者通院交通費助成事業

内 容	医療機関への通院に要した交通費（自家用車のガソリン代金）の一部を助成します。 （年 2 回に分けて助成）
対 象 者	人工透析のため通院している腎臓機能障がいを有する方で、生計中心者の所得税が非課税世帯の方。
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★日常生活用具給付事業

内 容	特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置等を給付します。原則 1 割負担（世帯の市町村民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります）
対 象 者	身体障害者手帳を持っている方もしくは難病等の方。必要とする用具に応じて、障がいの種類や等級に制限があります。
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★在宅酸素療法者支援事業

内 容	在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障がい者に対し、その酸素供給装置の使用に係る電気代の一部を助成します。（年 2 回に分けて助成）
対 象 者	医師の処方に基づいて在宅酸素療法を行っており、かつ呼吸器機能障がいを有する

身体障害者手帳を所持し、その等級が3、4級の方（ただし、重度心身障がい者医療給付の対象となる方は該当しません。）

支給額	月額 1,600 円
申請方法等	社会福祉課に申請書を提出してください。

★福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内 容	福祉サービスに関する利用手続きや日常的な金銭の出し入れ等のお金の管理や重要書類等の預かりを行います。
対 象 者	知的障がい・精神障がいのある方で、福祉サービスや金銭管理等で日常生活に不安のある方
利 用 料	1 回 1,500 円（1 時間程度）
問 合 せ	社会福祉協議会

★給食配送サービス事業（生活支援型）

内 容	見守り・安否確認のためふれあい弁当を配送します。（1 日 1 食。体の状況に応じて週 1 回～）
対 象 者	障がい者のみの世帯や障がい者と高齢者のみの世帯で、食事を作ることが困難な方で見守りが必要な方（家庭の状況によっては、お断りさせていただくこともあります。）
申請方法等	社会福祉協議会に相談してください。
利 用 料 等	1 食 300 円（1 食 637 円の弁当 社協より 337 円補助）

障がい福祉サービス

障がい種別にかかわらず、総合的に障がい者の地域生活を支援します。

利用の流れ

- ①相談及び申請 まずは社会福祉課までご相談ください。
- ②調 査 生活状況、障がいの程度について調査します。
- ③審査 ・ 認定 調査をもとに、どれくらいのサービスの提供が必要な状態か障がい支援区分が認定されます。

④サービス等利用計画の作成

相談支援専門員が訪問面接等によりアセスメントを行いサービス等利用計画が作成された後、サービスが支給決定されます。

- ⑤契 約 サービスを利用する事業所を選択して、利用契約を結びます。

- ⑥サービスの利用 費用…市民税課税状況や本人の収入に応じて負担上限があります。

介護給付	障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行います。	療養介護 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 重度障がい者等包括支援 施設入所支援
訓練等給付	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助（グループホーム） 就労定着支援 自立生活援助

★移動支援事業

- 内 容 単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣します。
- 対 象 者 障がい者を有する方
- 申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等 原則 1 割負担

★日中一時支援事業

内 容 障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい児・者の家族の就労支援若しくは日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

対 象 者 障がい有する方

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

利 用 料 等 原則 1 割負担

★相談支援事業

内 容 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

対 象 者 障がい有する方、その家族等

問 合 せ 先 あずさ

米沢市大字三沢 26100-14 電話 24-4335

しょうがい者地域生活支援事業所「すてっぷ」

米沢市東2丁目8-54 電話 22-0703

相談支援センター米沢とまり木

米沢市下花沢 2 丁目 4-48-7 電話 27-1351

★地域活動支援センター

内 容 障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

対 象 者 障がい有する方

申請方法等 直接お申込みください。利用申請書は社会福祉課に提出してください。

ひまわりの家 電話 24-9950

ホープ 電話 23-6176

とまり木（南陽市） 電話 40-4055

3

ひとり親家庭の方に

★雪下ろし助成事業

内 容 住居の屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難で、親族からの支援を受けられないひとり親家庭に対し、年3回（一部地域は4回）まで雪下ろしに要した費用の助成を行います（12～3月）。

対 象 者 市内在住で

- ① ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子で構成されている世帯。
（以下、「ひとり親家庭」という。）
- ② 65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯。
- ③ 心身に重度の障がいがある人（市町村民税3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯。

申請方法等 こども家庭課に申請書を提出してください。

備 考 1回にかかった費用のうち、10,000円を上限として助成金を交付します。

4

各種給付事業

★子育て支援医療給付（㊦医療制度）

内 容 医療費の自己負担分を軽減します。

対 象 者 0歳から高校生等（18歳到達後の最初の3月31日まで）の乳幼児等

申請方法等 子育て支援課に申請書を提出してください。

★重度心身障がい（児）者医療給付（㊧医療制度）

内 容 医療費の自己負担分を軽減します。

対 象 者 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、公的障害年金1級受給者、特別児童扶養手当1級の対象児童、特別障害者手当受給者、身体障害者手帳3級と療育手帳Bを両方所持する者
※所得制限があります。

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

★ひとり親家庭等医療給付（親医療制度）

内 容	医療費の自己負担分を軽減します。
対 象 者	18 歳以下の児童を養育する母子家庭の母と 18 歳以下の児童 18 歳以下の児童を養育する父子家庭の父と 18 歳以下の児童 両親のいない 18 歳以下の児童 ※親が就労等により児童を扶養し、かつ所得税非課税であることが条件です。 ※両親のいずれかに重度の障がいがある家庭も該当になる場合があります。
申請方法等	子育て支援課に申請書を提出してください。

★児童手当

内 容	児童を養育している人に対して手当を支給します。			
	支給額	3 歳未満	第 1 子、第 2 子	月額 15,000 円
			第 3 子以降	月額 30,000 円
		3 歳以上高校生年代	第 1 子、第 2 子	月額 10,000 円
			第 3 子以降	月額 30,000 円
	支給月	2 月、4 月、6 月、8 月、1 0 月、1 2 月に指定された口座に振り込み ます。		
対 象 者	0 歳から高校生年代（18 歳到達後の最初の 3 月 3 1 日まで）			
申請方法等	子育て支援課に申請書を提出してください。			

★児童扶養手当

内 容	扶養児童数・所得額により手当を支給します。 児童扶養手当は、消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する制度になっています。
-----	---

	令和 7 年 4 月～
〈本体額〉	
全 部 支 給	46,690 円
一 部 支 給	46,680 円～11,010 円
〈第 2 子以降加算額〉 (一人につき)	
全 部 支 給	11,030 円
一 部 支 給	11,020 円～ 5,520 円

所得制限 あり

支払月 支給月 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に指定された口座に振込み
ます。手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給になります。

対 象 者 父又は母の死亡や離別、生死不明の児童を養育している方
(父又は母に障がいの状態がある場合はご相談ください)

申請方法等 子育て支援課に申請書を提出してください。

★特別児童扶養手当

内 容 20 歳未満の在宅障がい児がいる場合支給します。
月額 1 級 56,800 円 2 級 37,830 円
支給月 4 月、8 月、11 月

対 象 者 心身に重度の障がいのある 20 歳未満の児童を監護し養育している父又は母等に支
給します。所得制限があります。

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

★特別障害者手当

内 容 在宅最重度障がい者に支給します。
月額 29,590 円 支給月 2 月、5 月、8 月、11 月

対 象 者 障害基礎年金 1 級程度の障がい重複している 20 歳以上で最重度の心身障がい
者の方。所得制限があります。

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

★障害児福祉手当

内 容 在宅重度障がい児に支給します。
月額 16,100 円 支給月 2 月、5 月、8 月、11 月

対 象 者 20 歳未満の重度心身障がい児で常時介護を必要とする方
所得制限があります。

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

★重度心身障がい児養育手当

内 容 3 歳以上 20 歳未満の重度の障がい児がいる場合に支給します。
月額 3,000 円 支給月 1 月、4 月、7 月、10 月

対 象 者 3 歳以上 20 歳未満の重度の障がい児を在宅で養育している人に支給。身体障害者

手帳 1、2 級、療育手帳 A、特別児童扶養手当 1 級に該当されている方です。所得制限はありません。（施設入所している場合は支給されません。）

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

★心身障がい者扶養共済制度

内 容 共済に加入している障がい者（児）の保護者が死亡した場合等に残された障がい者（児）に年金支給があります。

一口 加入の場合 月 20,000 円支給

二口 加入の場合 月 40,000 円支給

対 象 者 山形県内に住所があり、心身障がい者を扶養している 65 歳未満で健康な方

申請方法等 社会福祉課に申請書を提出してください。

5 貸付事業・貸出事業

★生活福祉資金貸付制度（山形県社会福祉協議会）

内 容 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的に必要な資金の貸付による生活支援を行います。

対 象 者 低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯で他機関より貸付が困難な方
世帯主への貸付となります。

必 要 要 件 原則として県内に在住する満 65 歳未満の連帯保証人が必要です。

民生委員の相談支援が必要となります。必要書類があります。

問 合 せ 社会福祉協議会

★社会福祉資金貸付制度（米沢市社会福祉協議会）

内 容 米沢市に居住する低所得者世帯で、生計の維持が困難となった世帯に対し資金の貸付により自立支援を行います。

対 象 者 担当の民生委員が貸付を必要と認めた世帯
生活保護費の支給が決定した世帯で、最初の保護費が支給になるまでに資金が必要で福祉事務所長が貸付を必要と認めた世帯

必 要 要 件 原則として市内に在住する満 65 歳未満の連帯保証人が必要です。

民生委員の相談支援が必要となります。必要書類があります。

問 合 せ 社会福祉協議会

★機材貸出事業

内 容 イベント用テント、綿菓子機、ポップコーン機、車いす、アイマスク、点字体験セット、高齢者擬似体験セット、小説 CD（視覚障がい者用）、DVD（『ひきこもりからの回復』全3巻、手話・福祉に関するもの）等を貸出します。

申請方法等 電話予約が必要です。

社会福祉協議会に申込用紙を提出してください。

令和7年度 米沢市民生委員・児童委員、主任児童委員名簿

令和7年4月現在

(中部地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	鈴木 良知	050-1039-6225	東寺町下、今町
2	若 月 雅 博	23-2846	柳町(中・下)、免許町(中・下・中横通り)
3	鈴木 陽 市	22-8221	元竈町、元細工町、屋代町下東
4	佐 藤 賢 治	21-4647	川井小路、鍛冶町
5	高 橋 晃	22-4575	屋代町(上・下・下中・下西)、北堀端町、公園北通り
6	高 橋 講 一	22-2181	桶屋町、割出町、大町5丁目1-1から1-15
7			相生町(上・下)
8	羽 生 政 子		門東町下(門東町2・3丁目)
9	三 原 信 子	23-0529	大町下(大町1・2・3)、地番匠町
10	渡 部 き よ	24-5885	立町、鉄砲屋町、中央1～3丁目
11	渡 部 隆 夫	23-0369	桂町(上・下)、仲間町、春日町
12	伊 藤 誠 一	24-6121	主任児童委員(中部地区全域)
13	奥 山 あ つ 子	23-0859	主任児童委員(中部地区全域)

(東部地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	安 部 義 男	21-2683	八木橋、アイケン団地、花沢大橋、水車、掛上り、フラワータウン
2	小 山 田 文 子	21-3702	玉ノ木町、玉の木1の一部
3	関 川 敦 子	22-0654	花溪組合、上屋敷、暁会、共栄会
4	青 木 敏 美	21-2052	末広町
5	市 川 節 子	22-0482	住之江町
6	井 上 元 治	24-4288	上野町
7	梅 津 喜 一	21-1724	台坂1・2、ガード西、花沢団地
8	小 野 初 榮	22-0722	久保町
9	加 藤 直 樹	22-4829	小国町
10	栗 山 純 子	23-1295	万世町
11	小 杉 貴 子	24-8477	上花沢仲町、上花沢片町
12	佐々木 美紀子	22-0041	旭町
13	佐 藤 登 美 子	24-3411	弓町・鉄砲町・下花沢団地・六部団地
14	相 墨 良 子	22-0053	東大通1・2丁目(第9～15組)
15	高 橋 義 和	23-2135	花沢町1丁目(中屋敷、花仲組、桜花会)

16	羽 生 由 美 子	22-6079	花沢町六部第一、第二
17	舩 山 國 昭	23-5557	片子(国道北)
18	星 野 勇	21-0642	片子(国道南)
19	東 谷 芳 子	22-3524	東大通2丁目(第1~8組)、東大通3丁目(第1~15組)
20	山 口 元 嘉	23-1849	上花沢信濃町
21	神 野 ゆ う 子	23-5050	主任児童委員(東部地区全域)
22	竹 下 俊 美	23-1737	主任児童委員(東部地区全域)

(西部地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	舟 山 彰	22-5431	下矢来町、中矢来町、南新町下
2	臼 居 和 子	21-2892	御蔵町、内御廟町
3	山 下 裕	23-1054	館山本町、片町、上横町、屋代町、大樽町、館山矢子町、大字館山(館山3丁目・4丁目の一部・5丁目の一部・6丁目)
4	相 羽 靖 弘	22-1922	信夫町(上・下)、林の町
5	石 澤 薫	22-0282	館山十六軒町、三十軒町、花仙町、上町、館山中横町(館山1・2・4・5丁目)
6	井 上 栄 子	22-8280	木場町
7	今 成 恵 子	22-2431	一の町、二の町、三の町、番正町
8			西仲間町、西袋町、猪苗代片町、信夫横町
9	遠 藤 洋 征	21-2450	代官町上、代官町下、代官町南住宅、城西ミサワホーム自治会、御小者町、鷹匠町
10	越 正 和	23-3293	館山口町、四丁目
11	酒 井 秀 司	21-0714	成島町中、下通り、県営アパート、県職アパート、カミオアパート
12	下 嶋 千 代 子	22-8171	御廟町、御廟2丁目の1区(蛭川北、高野通り西)
13	白 石 せ っ 子	24-9127	木場三の町、木場仲町、玉庭町
14	鈴 木 誠	23-0490	成島町上通、同心町、レインボータウン成島
15	関 美 世 子	23-8246	南新町上、上矢来町
16	関 谷 知 樹	080-6032-4331	関東町(上・下)、御守町
17	高 橋 由 美 子	21-2751	直江町、他屋町
18	古 畑 和 博	23-3602	成島町町内会、成島町南町内会、西町内会、ウエスト成島
19	渡 部 登 治 裕	22-1328	北新町、吹屋敷町、御成台団地、直江町
20	芳 賀 由 加 里	090-8784-5603	主任児童委員(西部地区全域)
21			主任児童委員(西部地区全域)

(南部地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	丸 山 修	22-6255	北谷地小路、南堀端町
2	鈴 木 譲	24-2272	南谷地小路、馬口労町(元東・元中・元西)
3	秋 山 奈 津 子	080-6943-6923	市営太田町住宅
4	鮎 川 剛 洋	23-3953	本五十騎町、片五十騎町、袋町
5	伊 藤 正 美	38-5336	泉町上、新泉町、泉町中下
6	早 坂 義 真	21-5633	福田町2丁目、県営相生アパート
7	後 藤 一	090-1060-8568	新太田町、太田町南
8	小 林 秀 一	23-4845	東寺町上、東町上・中・下、神明片町
9	小 山 正 良	23-5222	福田町1丁目(福田町南通り・中通り)
10	色 摩 治 夫	080-1802-5976	花岡町、馬場の町、膳仲町
11	菅 原 延 昭	23-4408	南町上・中・下、七軒町、馬口労町
12	情 野 裕 子	22-8705	土手の内町、御膳部町
13	長 谷 川 正 二	090-8927-6983	太田町1～3丁目、太田町ガーデン町内
14	春 川 広 司	23-2088	門東町上の上・下
15	皆 川 昭 一	38-2461	杉の目町
16	山 村 幸 夫	22-8141	免許町上、柳町上、大町上
17	渡 部 重 雄	24-5059	黒川町、雲井町、紺屋町
18	色 摩 克 美	090-7075-9430	県営太田町住宅
19	大 越 香 苗	23-8663	主任児童委員(南部地区全域)
20	須 藤 正 彦	23-7692	主任児童委員(南部地区全域)

(北部地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	長 谷 部 利 信	23-6272	徳町南・西
2	伊 藤 一 弘	22-3085	蔵の内、栄町、住吉町、金池団地、市役所通り、金池1丁目、中央3丁目
3	網 代 良 博	090-7067-5437	金池2・3丁目、金池5丁目、サンシティ米沢(金池5)、北金池町内会(金池8)
4	石 栗 茂 夫	23-7452	明神堂町、清水町上・下
5	入 間 田 章 子	21-6254	幸町下・中
6	遠 藤 良 子	22-5723	御菜園町、北寺町、糺町、四ヶ一町
7	小 野 勝 男	24-2710	表町、幸町上
8	加 藤 貴 美 子	23-2477	春日4～5丁目(旧北土橋町)
9	神 野 仁	23-2778	座頭町上・下、周防殿町、竜言寺清川町、しらかば団地
10	相 馬 雄 一	22-7761	徳町東・北

11	本 間 文 子	22-0814	桐町辻西、銅屋町、北寺町西ノ町、春日2丁目、県営中央アパート
12	松 田 与 市	22-3767	旧北袋町、木挽町
13	矢 木 勤	23-2733	旧北町、春日団地
14			長町上・下、土橋町
15	佐 藤 美 香	21-7881	主任児童委員(北部地区全域)
16	鈴 木 百 合 子	21-8158	主任児童委員(北部地区全域)

(松川地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	堀 茂	21-4352	通町7丁目、通町6丁目7地区北、8地区の東
2	星 武 志	090-9032-1473	芳泉町上・下、窪倉
3	遠 藤 博 子	090-5591-0488	通町1、2丁目、橋場団地
4	遠 藤 美 津 子	22-4028	通町4丁目1地区東・4地区南・5地区西、通町6丁目5地区北西・7地区西・8地区西
5	齋 藤 つ や 子	22-3390	三沢下原、美南の杜
6	鈴 木 ユ キ 子	070-2038-1689	通町3丁目11地区南・13地区北・14地区北、通町4丁目4地区北東・5地区南東・11地区南
7	高 野 昭 策	23-7020	通町5丁目
8	樋 口 照 子	38-2884	吾妻町1～4・14・15番
9	聖 山 重 光	21-2428	通町3丁目13地区東・14地区南・15地区
10	二 村 郁 子	22-2800	通町6丁目7地区の一部、8地区西、通町8丁目、玉の木第一
11	星 伸 幸	090-5187-8813	吾妻町5～13番、太田町5丁目一部
12	草 苅 美 紀	23-3831	主任児童委員(松川地区全域)
13	情 野 美 紀	38-6063	主任児童委員(松川地区全域)

(愛宕地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	田 村 田 鶴 子	21-3293	御廟2丁目、五反田町内会、城西1丁目の一部、遠山町の一部
2	長 岡 信 浩	22-0731	林泉寺1丁目一部、林泉寺2丁目・3丁目一部
3	石 井 利 成	24-3207	林泉寺町、林泉寺3丁目(ニュータウン)
4	加 藤 進	21-6301	直峰町(城西1丁目)、堀川町
5	加 藤 昌 志	38-2688	笹野町、古志田町
6	舩 山 秀 一	23-8910	けやき町、学園町、御廟3丁目(青葉町)
7	伊 藤 智 子	080-1842-9998	遠山町
8	菅 野 伸 子	22-6855	主任児童委員(愛宕地区全域)
9	水 戸 順 子	38-4666	主任児童委員(愛宕地区全域)

(広井郷地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	高 橋 庄 八	22-3714	塩井団地、上町の一部
2	五 十 嵐 利 一	37-5197	桐原
3	色 摩 綾 子	37-4413	広幡町沖仲
6	嵐 田 久	37-4656	下小菅
5	江 口 邦 宣	37-2379	京塚、大沢
6			東町
7	勝 見 明 彦	080-5562-7724	成島
8	坂 野 和 弘	37-2966	一漆、長橋
9	笹 木 孝 雄	21-5674	上町
10	佐 藤 茂 栄	37-3789	轟、西江股
11	色 摩 智 恵 美	23-1573	川辺、中町、原口、坊中町の一部
12	鈴 木 義 一	37-3814	西藤泉
13	清 井 計 一	37-3896	小山田
14	渡 部 栄 美 子	23-7372	坊中町の一部、宮井
15	市 川 寿 美 子	37-5124	主任児童委員(広井郷地区全域)
16	高 橋 朋 美	22-0552	主任児童委員(広井郷地区全域)

(窪田地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	堤 浩 美	37-3446	下中田、中窪
2	小 川 正 敏	37-2275	藤泉、沖
3	小 浅 源 治	37-4088	外の内住宅、外の内、下窪田
4	柴 田 隆 一	37-5394	まち、家中
5	高 橋 勇 藏	37-2835	上中田町(芦付、大浦、一里松、石川)
6	内 藤 与 五 郎	090-2270-4028	上窪田上、市営住宅
7	八 巻 芳 一	080-5383-4186	上窪田下、赤御堂、窪田小東団地
8	山 口 和 朗	080-1679-8712	県営中田第1・2アパート、中田住宅
9	吉 田 美 代 子	37-2297	下矢野目
10	我 妻 洋 一	37-4167	上小瀬、下小瀬
11	渡 部 庄 一	090-7327-4786	上矢野目、東江股
12	渡 部 奥 次	37-3784	主任児童委員(窪田地区全域)
13	安 部 剛	37-3094	主任児童委員(窪田地区全域)

(上郷地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	坂 野 隆	28-7183	大字長手(前小屋、海上、谷ノ口)
2	新 関 民 代	37-5229	大字浅川(狐塚、駅前)、大字上新田(金ヶ崎)
3	伊 藤 文 雄	28-2913	大字川井(上野、坂町)
4	齋 藤 智 恵 子	28-2937	大字竹井(古郷部、東屋敷の一部)、大字木和田
5	坂 野 一 志	28-4663	大字長手(中谷地、川西、三在家)
6	佐 藤 美 知 子	28-4680	大字川井(細原、西谷地、羽黒、元立)
7	鈴 木 博 林	37-6492	下新田(前原、高野、三組、三合免)、浅川一部
8	我 妻 正 司	28-8088	大字川井(上谷地、新谷地、八幡原)、大字竹井(上竹井、野際、東屋敷の一部)
9	渡 部 秀 丈	28-6012	大字竹井(中ノ目、荒屋、東屋敷の一部)
10	手 塚 昌 之	28-7882	大字上新田(中里、飯塚、森合、窪、西屋敷)、大字川井(堰場)
11	本 田 恵 子	37-3437	大字浅川(北原、上浅川、大野南、大野東・西)
12	戸 田 恵 美 子	28-3081	主任児童委員(上郷地区全域)
13	本 田 千 文	28-3373	主任児童委員(上郷地区全域)

(万世地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	堤 全 隆	28-4052	万世町桑山1・2・3地区
2	佐 藤 寛 治	28-1689	梓山1・2・3
3	高 橋 文 昭	090-7663-2540	桑山5町内
4	鈴 木 博 満	090-2609-9328	梓山4、5
5	高 橋 秀 夫	28-3924	牛森
6	府 野 健 次	28-2148	桑山4町内、桑山5町内の一部(旧雇用促進住宅)
7	我 妻 妙 子	28-6556	金谷、堂森
8	渡 邊 薫	28-2857	刈安、米沢スキー場、川越石
9	来 次 陽 子	28-1397	主任児童委員(万世地区全域)
10	細 田 恵 理	28-6370	主任児童委員(万世地区全域)

(山上地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	渡 部 秀 雄	28-4361	松原、戸板
2	梅 津 俊 行	35-2920	関根下、堤
3	石 川 美 智 子	38-3968	赤崩(海老ヶ沢、赤崩、赤崩入)
4	大 泉 和 俊	35-2367	白旗、中島
5	後 藤 重 明	35-2951	大沢、大小屋、市野々

6	齋藤 美恵子	34-2044	板谷、峠、五色
7	須藤 敏裕	35-2734	関根中
8	近野 和裕	35-2708	関根上
9	皆川 忠志	35-2016	三沢、立沢、筒ヶ沢
10	伊藤 里香	35-2938	主任児童委員(山上地区全域)
11	西京 妃佐子	35-2701	主任児童委員(山上地区全域)

(南原地区)

No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	岡 崎 正	38-2448	関町、中関、立石、綱木、杉ノ下
2	金 藤 良 浩	40-0448	新町、松原団地、横堀町、石垣町
3	石 野 信 広	38-5522	笹野町、上笹野、猪苗代町
4	後 藤 卓 夫	38-3739	ハヶ代、三角、県南ニュータウン
5	酒 井 勝	38-6111	笹野1・2・3、粕平
6	高 橋 政 子	38-5072	東李山、大平
7	竹 田 修 二	38-4135	坂下、繰返、市布、宮の前
8	田 中 竜 一	38-3152	ニュータウン南原、笹野グリーンビレッジ
9	本 田 康 弘	38-2737	小白布、大白布、竜田、道神、白布高湯、天元台
10	山 内 和 雄	38-2128	笹野本町1・2、諸仏町
11	小 川 泰 子	38-3904	主任児童委員(南原地区全域)
12	相 馬 小 夜 子	38-3546	主任児童委員(南原地区全域)

(三沢地区)

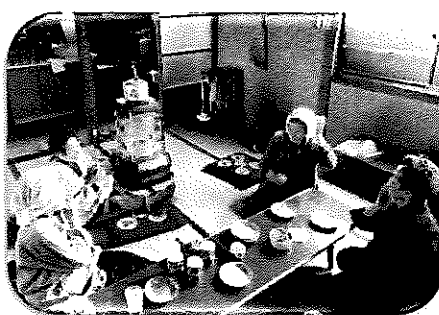
No.	氏 名	電 話	担当地区(旧町名)
1	鈴 木 新 一	32-2236	赤芝町
2	荒 澤 芳 治	31-2704	大字口田沢下ノ町、上ノ町、東側(上屋敷、下屋敷、六段、増子他屋)
3	後 藤 利 美	090-5353-7279	神原、上中原、下中原、紙漉
4	加 藤 忠	32-2898	築沢(西中、西下)
5	加 藤 博	32-2783	築沢(東下)
6	鈴 木 一 司	32-2828	小野川町下(1、2、3)
7	豊 野 馨	32-2316	築沢(東上)
8	西 山 道 雄	31-2054	入田沢、入上、入中、神原の一部
9	山 口 芳 彦	32-2903	小野川町上、笹原、小野川町中(1・2・3)
10	伊 藤 礼 子	31-2076	主任児童委員(三沢地区全域)
11	加 藤 里 美	090-3594-0379	主任児童委員(三沢地区全域)



皆さんの

教えてください！

地域のお宝（支え合い）



私たちが暮らす地域では、日常のお付き合いの中で、支え合いがたくさん行われています。そのような名前も付いていない身近で自然な支え合いは、その大切さから「地域のお宝」と言われます。日頃のお付き合いの中にある人とのつながりや通いの場（例えば、お茶のみ、みんなで散歩、みんなで体操など）に、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）がおじゃまします。ぜひ情報をお寄せください。

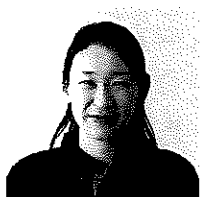
米沢市社会福祉協議会 のホームページもご覧ください。これまでにおじゃました「地域のお宝」を「お宝チラシ」「通いの場事例集」として紹介しています。

「ホームページ」→「活動しませんか」→「生活支援体制整備事業」で検索ください。

私たちが、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）です！



清野 雅好



湯浅 さおり



梅津 健志



菅野 幸子



高橋由利子

ご連絡はこちらまで
米沢市社会福祉協議会
米沢市西大通 1-5-60
☎(24)7881

地域包括支援センターへのお問い合わせについて

地域包括支援センターとは……

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合相談窓口です。相談内容に応じ専門機関への紹介等を行いますので、地区担当の地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。（小中学校などとの地区割とは異なります）

成島園地域包括支援センター

（特別養護老人ホーム成島園内）

米沢市広幡町成島 2120-5

TEL 37-6667

【北地区】

春日 1～5 丁目	窪田町窪田	広幡町京塚
金池 1～8 丁目	窪田町小瀬	広幡町成島
鍛冶町	窪田町東江股	六郷町桐原
川井小路	窪田町藤泉	六郷町轟
栄町	窪田町矢野目	六郷町長橋
桜木町	広幡町大沢	六郷町西江股
立町	広幡町沖仲	六郷町西藤泉
下小菅	広幡町小山田	六郷町一漆
中田町	広幡町上小菅	

サンファミリア米沢地域包括支援センター

（介護老人保健施設サンファミリア米沢内）

米沢市塩井町塩野 520

TEL 26-8170

【中地区】

駅前 1～4 丁目	門東町 1～3 丁目
大町 1～5 丁目	相生町
城北 1～2 丁目	徳町
中央 1～7 丁目	塩井町塩野
東 1～3 丁目	塩井町宮井
松が岬 1～3 丁目	大字塩野
丸の内 1～2 丁目	

おいたまの郷地域包括支援センター

（特別養護老人ホームおいたまの郷内）

米沢市大字下新田 28

TEL 36-0363

【東地区】

下花沢 1～3 丁目	万世町梓山
花沢町 1 丁目	万世町立沢
東大通 1～3 丁目	万世町堂森
花沢町	アルカディア 1 丁目
万世町牛森	大字赤崩
万世町片子	大字浅川
万世町金谷	大字梓川
万世町刈安	大字板谷
万世町桑山	大字大小屋

米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター

（米沢市すこやかセンター内）

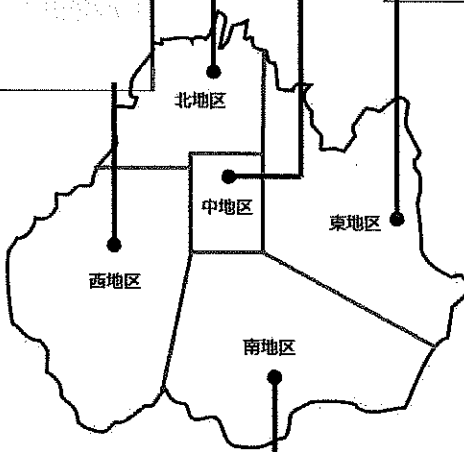
米沢市西大通 1-5-60

TEL 24-4165

【西地区】

御廟 1～3 丁目	堀川町
城西 1～4 丁目	大字入田沢
舘山 1～6 丁目	大字神原
成島町 1～3 丁目	大字口田沢
西大通 1～2 丁目	大字舘山
矢来 1～3 丁目	大字吹屋敷
林泉寺 1～3 丁目	大字築沢

赤芝町
小野川町
木場町
笹野町
信夫町
舘山矢子町
遠山町
直江町
吹屋敷町
古志田町



米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター

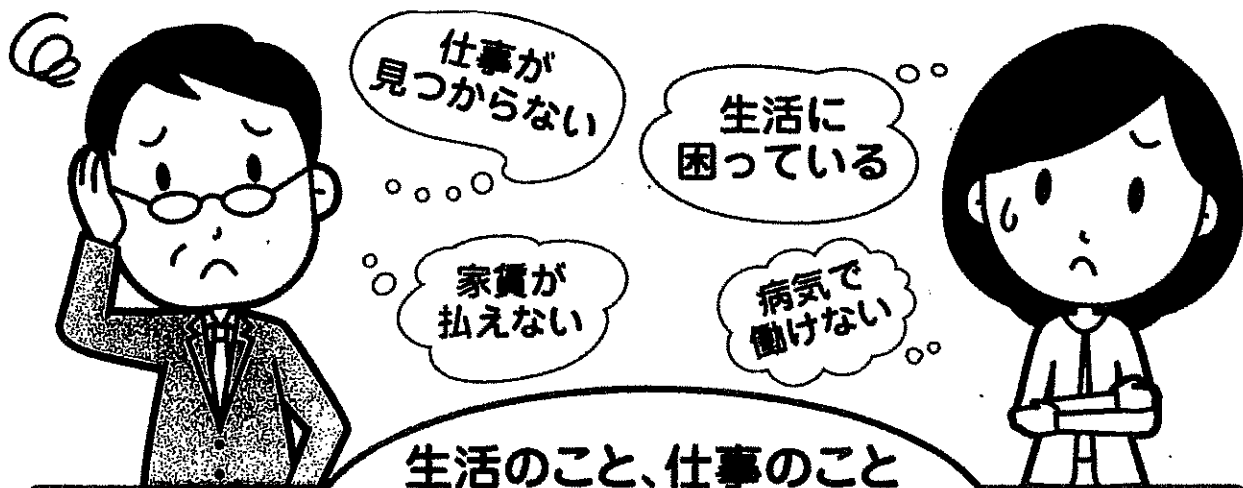
（米沢市すこやかセンター内）

米沢市西大通 1-5-60 TEL 24-4165

【南地区】

泉町 1～2 丁目	笹野本町	大字関	大字南原猪苗代町
太田町 1～5 丁目	諸仏町	大字関町	大字南原笹野町
城南 1～5 丁目	杉の目町	大字立石	大字南原新町
通町 1～8 丁目	直江石堤	大字綱木	大字南原横堀町
福田町 1～2 丁目	大字笹野	大字福田	
本町 1～3 丁目	大字大平	大字芳泉町	
吾妻町	大字李山	大字南原石垣町	

大字大沢
大字上新田
大字川井
大字木和田
大字下新田
大字関根
大字竹井
大字長手
大字花沢
大字三沢



一人で悩まず ご相談ください



**相談
窓口**

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

※窓口での相談を希望の場合は、事前に連絡をお願いします。

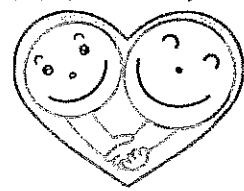
相 談 無 料 ！！

お問合わせ 米沢市 社会福祉協議会内 **米沢市生活自立支援センター**

ご相談はこちらまで **TEL・FAX 21-7867**

〒992-0059 米沢市西大通 1-5-60(すこやかセンター内)

※ 米沢市生活自立支援センターは、米沢市より委託を受けて米沢市社会福祉協議会が運営しています。

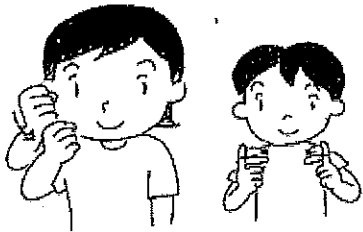


ハートくん こころちゃん
米沢市社協マスコットキャラクター

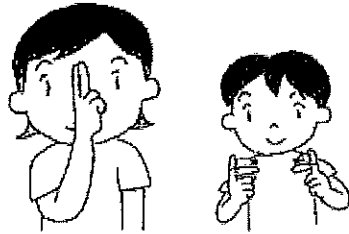
手話をまなぼう



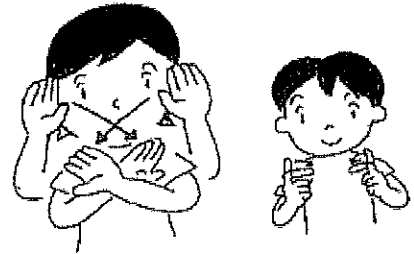
あいさつ



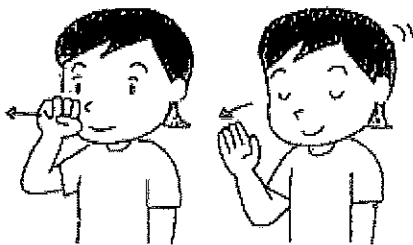
おはよう



こんにちは



こんばんは



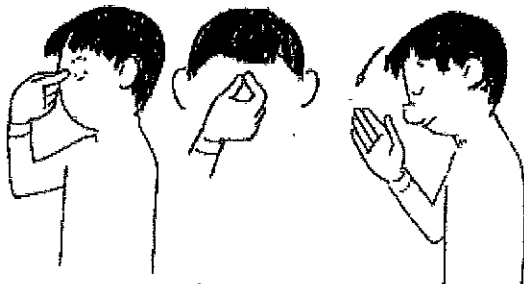
よろしくお願いします



ありがとう



がんばる



ごめんなさい



手伝う

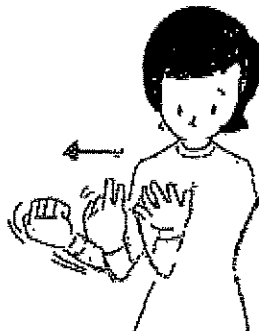
《地域をあらわす手話》



山形



米沢



【ポイント】

○おたがいの顔を見て、
ゆっくり・はっきり！！

○表情をつけると、気持ちが
正しく伝わります。
うれしい、悲しい、大好き...
しっかり表情をつけましょう！



米沢市社会福祉協議会

困ったときの相談窓口

お気軽に相談してください

米沢市福祉事務所

電話 22-5111

米沢市社会福祉協議会

電話 24-7881

米沢市消費生活センター

電話 40-0525

担当地域包括支援センター

P27 をご覧ください

担当地区の民生委員・児童委員、主任児童委員

P19～25 をご覧ください